

令和3年度答申第2号

令和3年 5月21日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会長 井川 信子

令和3年5月12日付けで諮問のありました地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書の点検について、下記のとおり答申します。

記

地方税に関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)は、特定個人情報保護評価指針(令和3年2月5日個人情報保護委員会作成)の審査の観点である適合性及び妥当性に照らし、その内容が適当なものと認める。

ただし、地方税に関する事務における特定個人情報ファイル取扱いは、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識した上で、市民の個人情報の保護のため、評価実施機関として引き続き十分なリスク対策を講じることを求める。